

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付要領
(志布志港コンテナ用冷蔵・冷凍用電源施設使用料助成金)

(目的)

第1条 この要領は、志布志港国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路を利用する際のコンテナ用冷蔵・冷凍用電源施設（リーファーコンセント）の使用料に対し、使用料の一部を予算の範囲内で助成することにより、志布志港におけるコンテナ取扱貨物の増量を図り、もって志布志港の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者を言う。）とする。

- (1) 国内に事業所を有しているもの。
- (2) 当該年度、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用冷蔵・冷凍電源施設を使用したもの。

(助成措置の額等)

第3条 助成金の額は、鹿児島県が請求する冷蔵・冷凍用電源施設使用料の3分の1を助成する。ただし、使用料の3分の1の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする海貨業者（以下「申請者」という。）は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に志布志港輸出入冷蔵・冷凍コンテナ貨物調書（様式第2号）及び必要書類（コンテナ用冷蔵・冷凍用電源施設使用料請求書、支払い証明書）を添えて、市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び確定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときはその日から30日以内に申請内容を審査し、要件を満たしている場合には助成金の交付決定及び確定を行う。交付する場合は、その旨当該申請者に志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知する。不交付の場合は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(助成金の請求及び交付)

第6条 助成金交付決定及び確定の相手方は、前条の交付決定及び確定通知を受けたとき

は、速やかに志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受領した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、虚偽の請求または不正の手段により助成金を受領したものには、当該助成金全額の返金を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日に改め、平成31年4月1日から施行する。